

1. 障害福祉サービスの状況

(1) 計画の目標値の検証

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第五期目標値の考え方】

国基本指針の考え方	埼玉県 of 考え方
<p>平成 28 年度末時点での施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 32 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>地域移行者数は国と同様 9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>《設定しない理由》 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や 重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

本市では、埼玉県の考え方、現在入所している障がい者の状況や入所待機者の状況を踏まえ、平成 28 年度末時点の入所者 51 人のうち 5 人（9%相当）が、平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所者数の削減見込みは、県の考え方のとおりとし、設定しないこととします。

【第五期中間年の実績】

令和元年度末の施設入所者数は 52 人で、地域生活移行者数は 5 人（9.6%）で目標に達しています。

第五期目標			第五期実績(中間)		
項目	数 値	考 え 方	項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度末時点の入所者数	51 人		令和元年度末時点の入所者数	52 人	
【目標値】地域生活移行者数	5 人	平成 32 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数	【実績値】地域生活移行者数	5 人	令和元年度末時点(平成 29 年度より)

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第五期目標値の考え方】

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。</p> <p>市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p>	<p>国基本指針のとおり。</p>

本市では、国及び埼玉県の考え方のとおりとします。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

【第五期中間年の実績】

令和2年度に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する予定です。

第五期目標			第五期実績(中間)		
項目	数値	考え方	項目	数値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	設置	平成 32 年度末までに協議の場を設置する。	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	設置	令和2年度に設置予定。

③地域生活支援拠点等の整備

【第五期目標値の考え方】

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。</p>	<p>国基本指針のとおり。</p>

本市では、埼玉県の動向を注視するとともに、自立支援協議会等において地域生活支援拠点等の機能や整備の方向性を検討し、平成 32 年度までの整備を目標とします。

【第五期中間年の実績】

地域生活支援拠点等を令和2年度より整備済みです。

第五期目標			第五期実績(中間)		
項目	数値	考え方	項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等を整備する。	設置	市または圏域を含め、平成 32 年度末までに整備する。	地域生活支援拠点等を整備する。	整備	令和 2 年度より整備済

④福祉施設から一般就労への移行等

【第五期目標値の考え方】

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを指すものとする。</p> <p>なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p> <p>就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。</p> <p>一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>国基本指針のとおり。</p>

国基本指針及び県の考え方のとおり設定します。ただし、就労移行支援事業所は市内に 1 か所のみのため（平成 29 年 4 月 1 日現在）、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを指す」に関しては、目標設定はしません。

平成 32 年度の一般就労への移行者数については、18 人を目標とします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末の利用者数 28 人以上を目標とします。

障害者総合支援法の改正により、新たなサービスとして創設される就労定着支援事業の利用者数については、平成 32 年度末の利用者数 4 人を目標とします。また、支援を開始

した時から 1 年後の職場定着率を 8 割とします。

【第五期中間年の実績】

一般就労移行者数については、令和 2 年度の目標は 18 人ですが、令和元年度末で 9 人と目標を達成できそうにありません。また、就労移行支援の利用者数についても、平成 28 年度末と同数の 23 人で、目標値であった 28 人には達していません。

就労定着支援の利用者数については、目標であった 4 人を大きく上回る状況です。また、就労定着支援の利用者の 1 年後の職場定着率は、目標をであった 8 割を大幅に上回る 10 割となっています。

第五期目標			第五期実績(中間)		
項目	数値	考え方	項目	数値	考え方
一般就労移行者数	12 人	平成 28 年度に一般就労に移行した者の数			
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	18 人	平成 32 年度において一般就労に移行する者の数	令和元年度の一般就労移行者数	9 人	令和元年度において一般就労に移行する者の数
平成 28 年度末の就労移行支援の利用者数	23 人	平成 28 年度末において就労移行支援を利用していた者の数			
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援の利用者数	28 人以上	平成 32 年度末において就労移行支援を利用している者の数	令和元年度末の就労移行支援の利用者数	23 人	令和元年度末において就労移行支援を利用している者の数
【目標値】平成 32 年度末の就労定着支援の利用者数	4 人	平成 32 年度末において就労定着支援を利用している者の数	令和元年度末の就労定着支援の利用者数	6 人	令和元年度末において就労定着支援を利用している者の数
【目標値】就労定着支援の利用者の 1 年後の職場定着率	8 割	就労定着支援を利用している者の 1 年後の職場定着率	就労定着支援の利用者の 1 年後の職場定着率	10 割	就労定着支援を利用している者の 1 年後の職場定着率(令和元年度末時点)

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

【第五期目標値の考え方】

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>① 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>また、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>② 平成 32 年度末までに、主に、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>国基本指針のとおり。</p>

国基本指針及び県の考え方のとおり設定します。

障がい児の支援のため地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保が必要となります。そこで、障がい児支援の提供体制の整備等として次の目標を設定します。

【第五期中間年の実績】

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置の目標については、既に達成しています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保のみ、未達成となっています。

第五期目標			第五期実績(中間)
項目	数 値	考え方	考え方
児童発達支援センターの設置	設置	平成 27 年に設置済	平成 27 年に設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制	実施	提供体制の構築済	提供体制の構築済
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	市または圏域で、平成 32 年度末までに1か所以上確保する。	未達成
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	市または圏域で、平成 30 年度末までに協議の場を設置する。	平成 30 年度末に鴻巣・北本地域自立支援協議会に設置済

(2) サービスの見込み量の検証

①障害福祉サービス等の利用状況

令和元年度の計画値より実績値が大きいサービスは、計画相談支援等の「地域定着支援」が、計画値1人/月に対し利用者数が9人/月で、対計画比850.0%、日中活動系サービスの「就労継続支援(A型)」の利用者数が189.8%、「就労定着支援」の利用者数が283.3%等です。

反対に、計画値に対して実績値が小さいサービスは、「短期入所(医療型)」の利用者数が対計画比58.3%となっています。

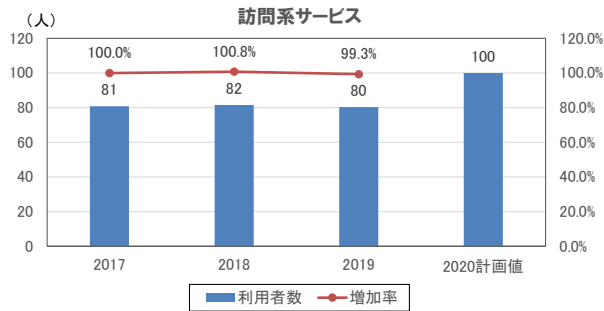
※実績値は、小数点以下を端数処理して整数表示となっているが、対計画比は、端数処理しない値で算出

区分	単位	平成29 (2017)年度	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度			令和2 (2020)年度	備考		
		実績値	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比		計画値	
訪問系 サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	人	81	90	82	90.6%	95	80	84.5%	100	1か月あたり
		時間	1,854	1,800	2,444	135.8%	1,900	1,624	85.5%	2,000	
日中活動系 サービス	生活介護	人	161	165	162	98.4%	170	164	96.5%	175	1か月あたり
		人日	2,911	3,630	2,982	82.2%	3,740	3,040	81.3%	3,850	
	自立訓練(機能訓練)	人	3	2	2	90.0%	2	2	100.0%	2	
		人日	37	44	21	47.9%	44	30	68.9%	44	
	自立訓練(生活訓練)	人	8	8	7	91.3%	9	6	70.0%	10	
		人日	155	176	148	84.1%	198	101	50.9%	220	
	就労移行支援	人	22	30	17	57.7%	35	22	64.0%	40	
		人日	404	660	266	40.3%	770	308	40.0%	880	
	就労継続支援(A型)	人	13	8	18	220.0%	9	17	189.8%	10	
		人日	229	176	301	171.2%	198	317	160.1%	220	
	就労継続支援(B型)	人	55	65	61	93.2%	70	62	88.7%	75	
		人日	819	1,430	938	65.6%	1,540	971	63.1%	1,650	
	就労定着支援	人	-	2	2	95.0%	3	9	283.3%	4	
	療養介護	人	7	8	7	87.5%	8	7	87.5%	8	
短期入所(福祉型)	人	17	18	18	102.2%	21	18	85.3%	23		
	人日	92	126	125	99.5%	147	151	102.8%	161		
短期入所(医療型)	人	7	8	7	91.3%	10	6	58.3%	12		
	人日	34	56	41	72.9%	70	30	42.4%	84		
居住系 サービス	自立生活援助	人	-	2	-	-	2	-	-	2	1か月あたり
	共同生活援助(グループホーム)	人	39	40	42	104.5%	42	45	107.7%	45	
	施設入所支援	人	51	50	53	105.4%	51	54	105.4%	52	
計画相談 支援等	計画相談支援	人	693	730	683	93.6%	770	793	103.0%	820	-
	地域移行支援	人	-	2	1	40.0%	2	1	65.0%	2	1か月あたり
	地域定着支援	人	-	1	2	190.0%	1	9	850.0%	1	

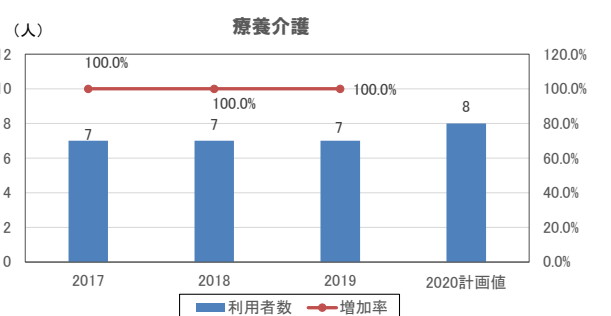
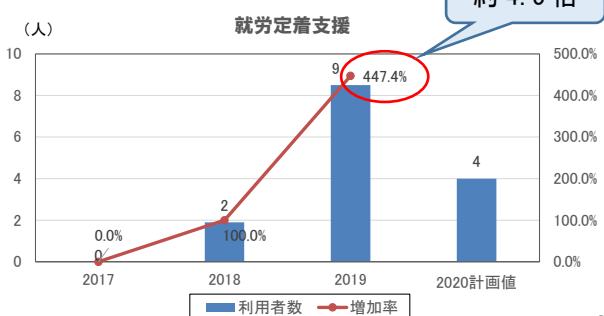
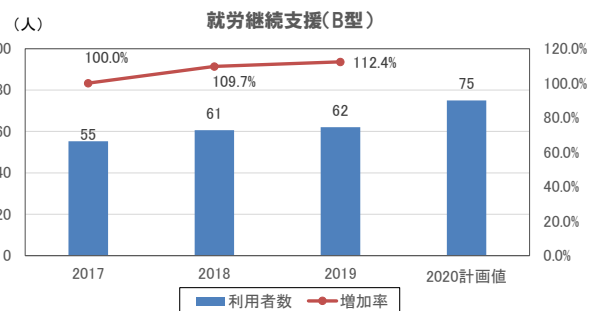
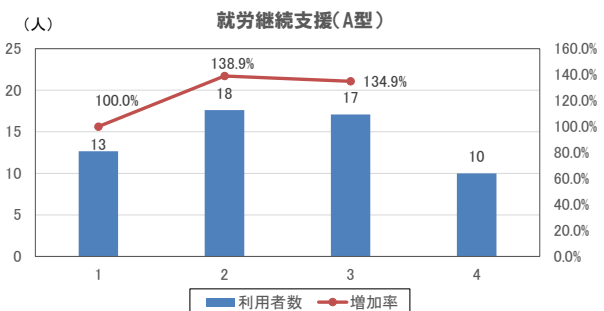
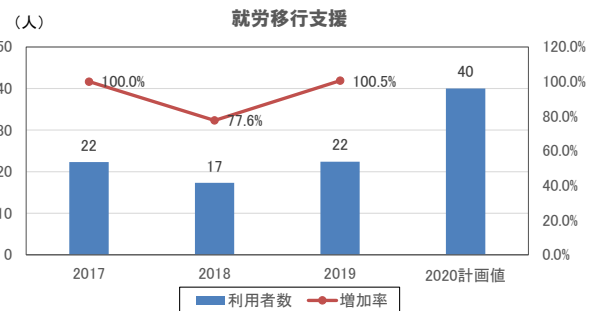
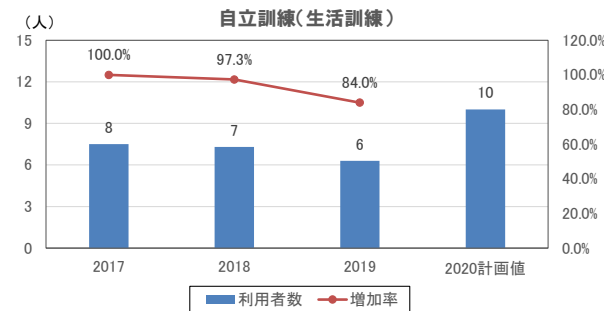
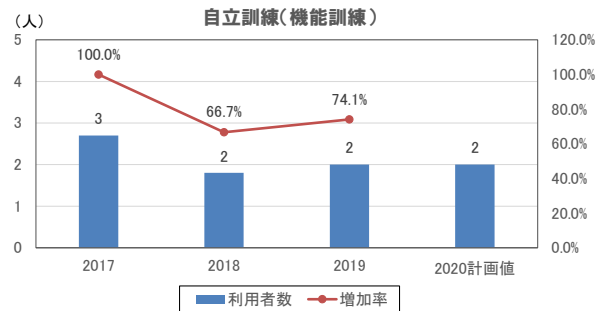
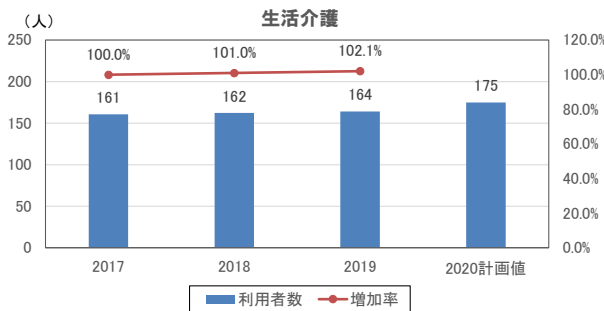
【各サービスの利用者数と増加率の推移】

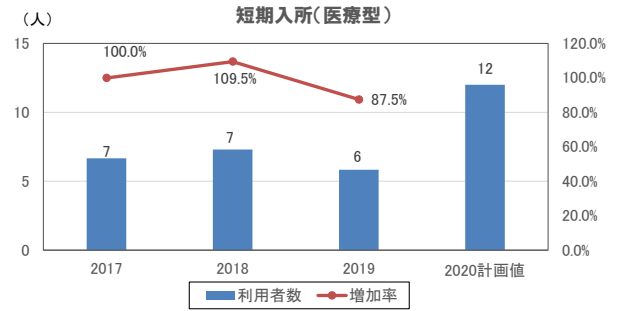
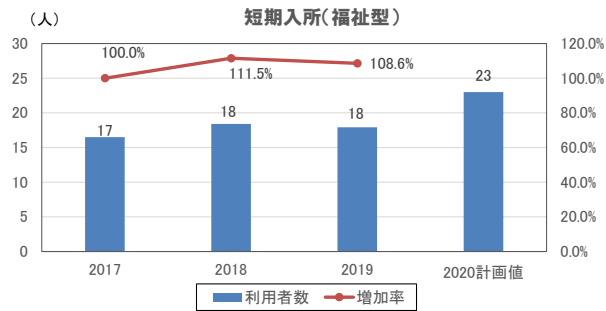
※増加率は、対2017年実績値ベース。2017年の実績がないサービスについては2018年実績値をベースとする

(1) 訪問系サービス

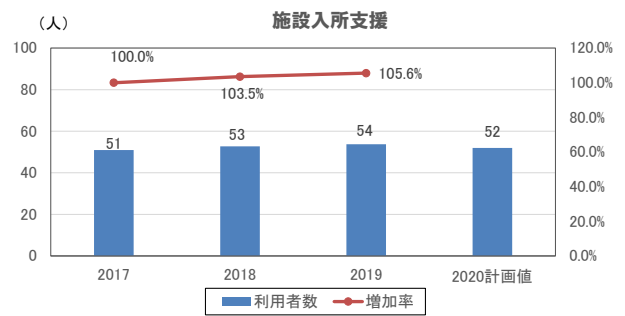
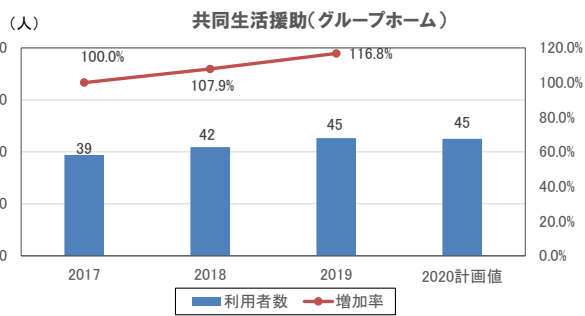


(2) 日中活動系サービス

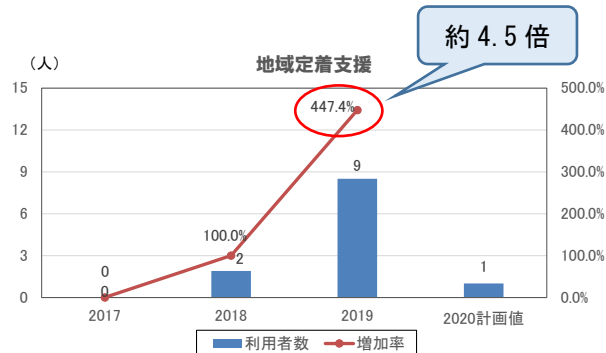
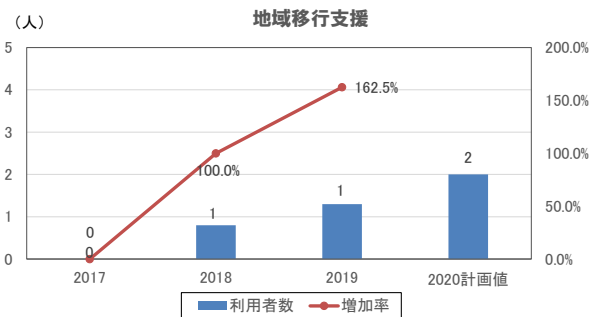
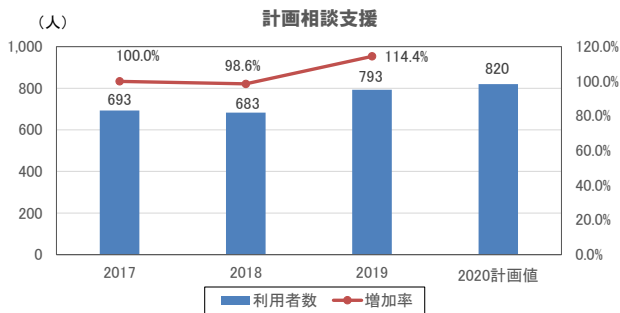




(3) 居住系サービス



(3) 計画相談支援等



②障害児通所支援等

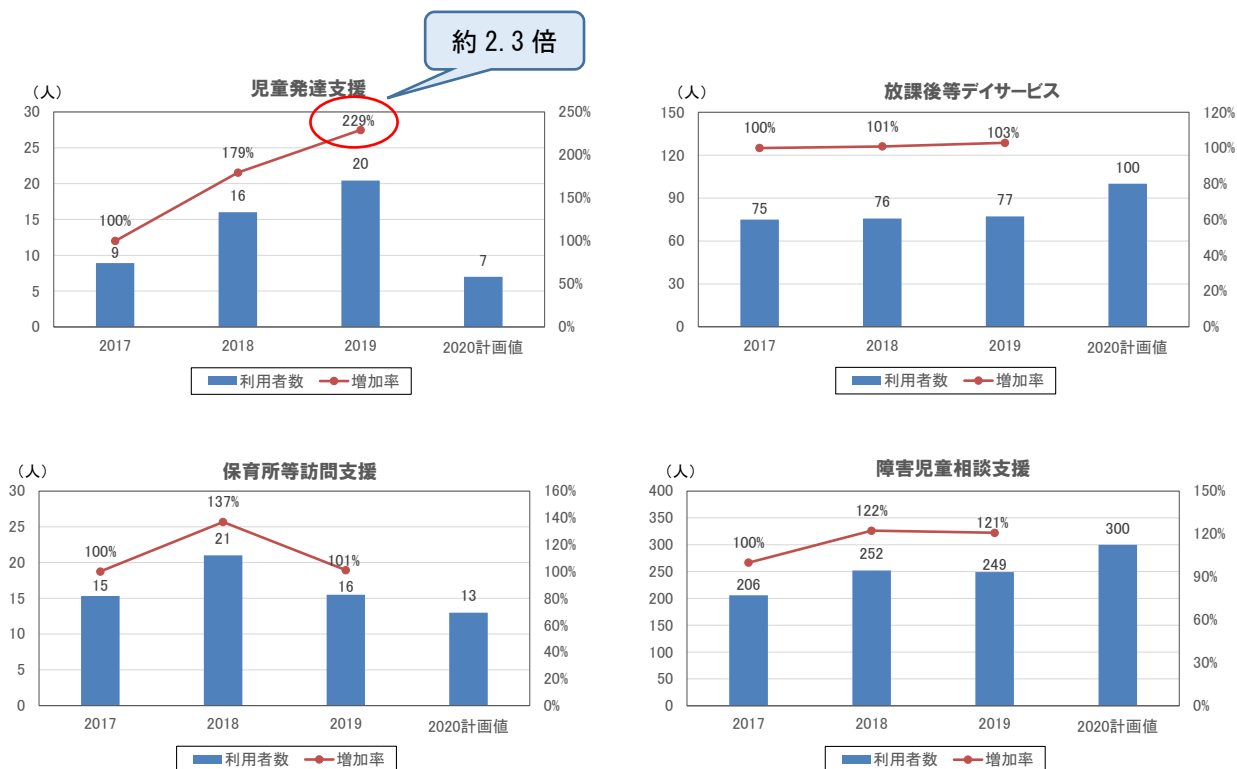
令和元年度の計画値より実績値が大きいサービスは、「児童発達支援」が対計画比291.7%、「保育所等訪問支援」が119.2%等です。

逆に、計画値に対し実績値が小さいサービスは「放課後等デイサービス」で対計画比85.7%となっています。また、「医療型児童発達支援」と「居宅訪問型児童発達支援」は利用がありませんでした。

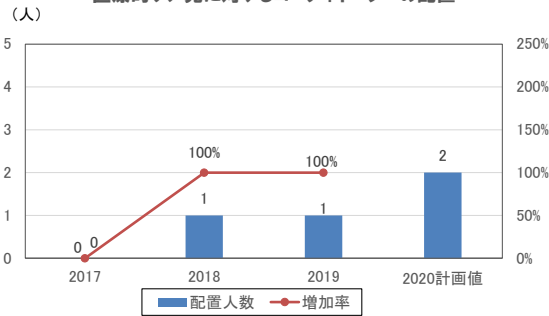
区分	単位	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度			令和2(2020)年度	備考
		実績値	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	
児童発達支援	人	9	7	16	228.6%	7	20	291.7%	7	1か月あたり
	人日	110	91	205		91	196		91	
医療型児童発達支援	人	-	1	-	-	1	-	-	1	
	人日	-	13	-	-	13	-	-	13	
放課後等デイサービス	人	75	80	76	94.6%	90	77	85.7%	100	
	人日	1,178	1,200	1,195		1,350	1,218		1,500	
保育所等訪問支援	人	15	13	21	161.5%	13	16	119.2%	13	
	人日	39	26	40		26	30		26	
居宅訪問型児童発達支援	人	-	2	-	-	2	-	-	2	
	人日	-	2	-	-	2	-	-	2	
障害児相談支援	人	206	260	252	96.9%	280	249	88.9%	300	-
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	1	-	0	1	-	2	配置人数

【各サービスの利用者数と増加率の推移】

※増加率は、対2017年実績値ベース。2017年の実績がないサービスについては2018年実績値をベースとする



医療的ケア児に対するコーディネーターの配置



②地域生活支援事業の利用状況

令和元年度の計画値より実績値が大きい事業は、「(5) 手話奉仕員養成研修事業」が対計画比 188.9%、(1) 相談支援事業の「障害者相談支援事業」が 150.0%、(4) 日常生活用具給付事業の「③在宅療養等支援用具」が 116.7%等です。

反対に、計画値に対して実績値が小さい事業は、(3) 意思疎通支援事業の「②要約筆記者派遣事業」の派遣件数が 66.7%となっています。

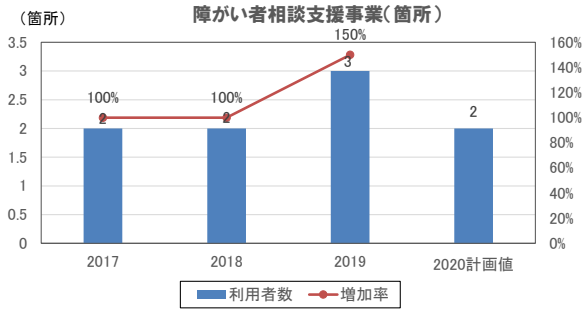
また、「成年後見制度利用事業」と(4) 日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は、それぞれ利用がありませんでした。

区分	単位	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度			令和2 (2020)年度	備考		
		実績値	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比		計画値	
(1) 相談支援事業	障害者相談支援事業	2	2	2	100.0%	2	3	150.0%	2	-	
	地域自立支援協議会	設置	設置	設置		設置	設置		設置	-	
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	年間	
(3) 意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業	利用実人数	35	35	31	88.6%	35	27	77.1%	35	年間
		派遣件数	572	475	466	98.1%	480	404	84.2%	485	
	②要約筆記者派遣事業	利用実人数	2	3	4	133.3%	3	3	100.0%	3	年間
		派遣件数	10	15	14	93.3%	15	10	66.7%	15	
(4) 日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	件	9	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	年間
	②自立生活支援用具	件	4	11	4	36.4%	11	3	27.3%	11	
	③在宅療養等支援用具	件	6	6	6	100.0%	6	7	116.7%	6	
	④情報・意思疎通支援用具	件	13	12	15	125.0%	12	12	100.0%	12	
	⑤排泄管理支援用具	件	1,248	1,505	1,423	94.6%	1,655	1,406	85.0%	1,821	
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	4	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	
(5) 手話奉仕員養成研修事業	人	8	9	12	133.3%	9	17	188.9%	9	養成講習修了見込み者数	
(6) 移動支援事業	利用実人数	人	50	35	42	120.0%	38	39	102.6%	42	1か月あたり
	利用時間	人	393	455	305	67.0%	494	306	61.9%	546	
(7) 地域活動支援センター事業	箇所	人	2	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	1か月あたり
	利用実人数	人	30	38	30	78.9%	41	30	73.2%	44	
(8) その他の事業	訪問入浴サービス事業	利用実人数	人	2	4	3	75.0%	4	2	50.0%	4
	更生訓練費給付事業	利用実人数	人	4	3	2	66.7%	3	3	100.0%	3
	日中一時支援事業	利用実人数	人	5	7	6	85.7%	8	4	50.0%	9

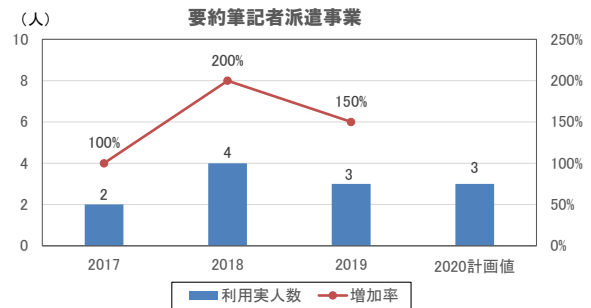
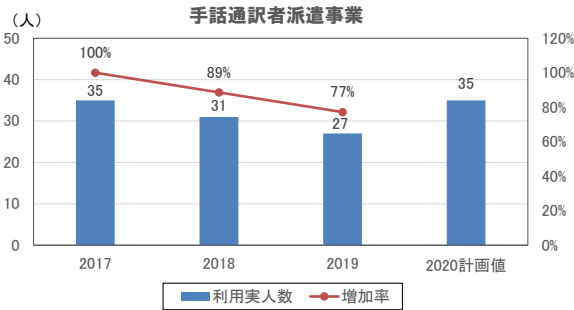
【各事業の利用者数と増加率の推移】

※増加率は、対2017年実績値ベース。2017年の実績がないサービスについては2018年実績値をベースとする

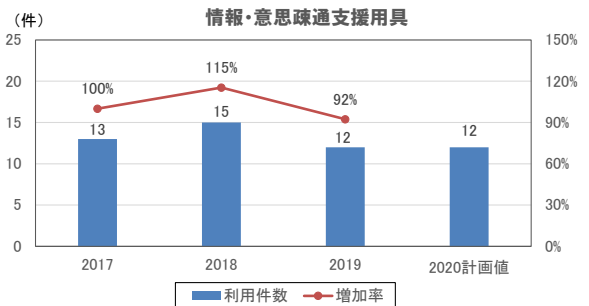
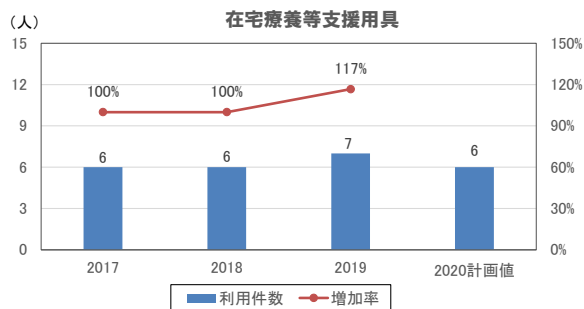
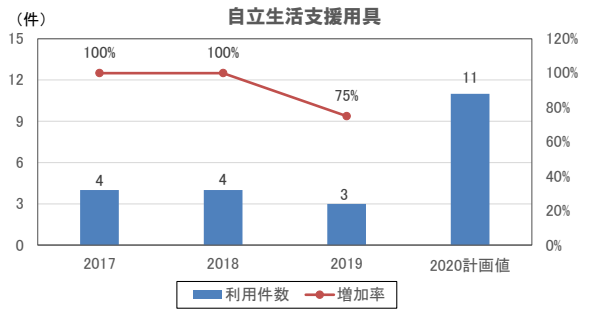
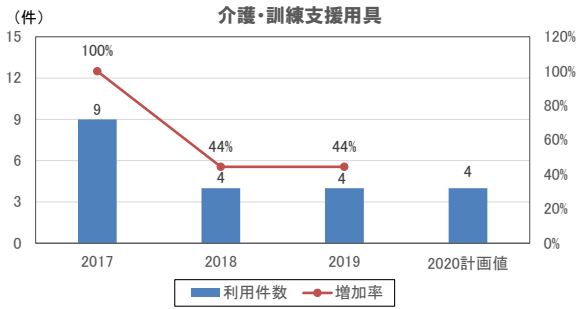
(1) 相談支援事業

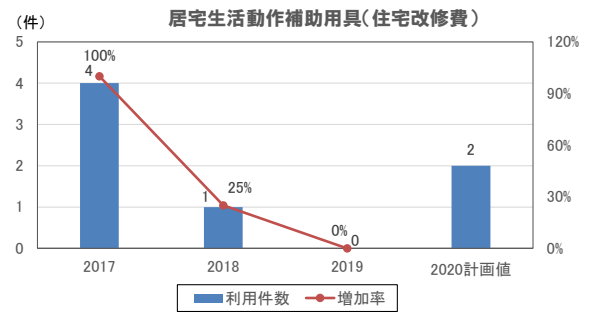
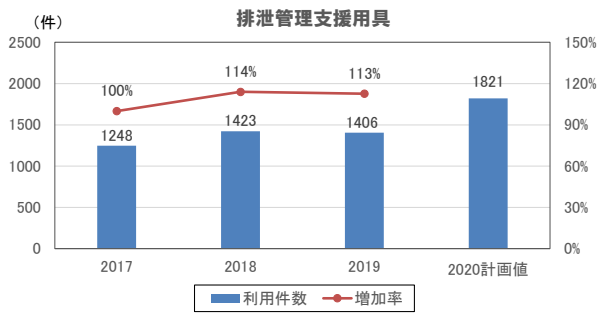


(3) 意思疎通支援事業

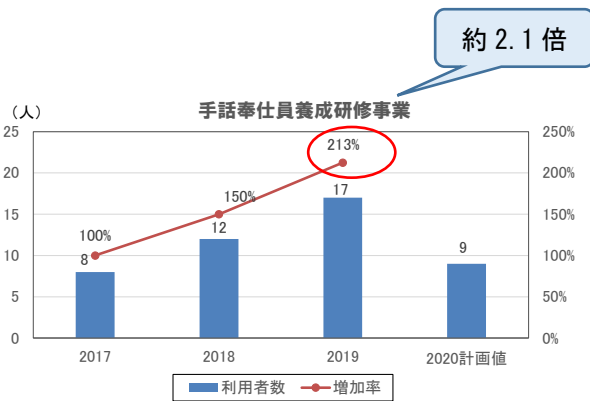


(4) 日常生活用具給付事業

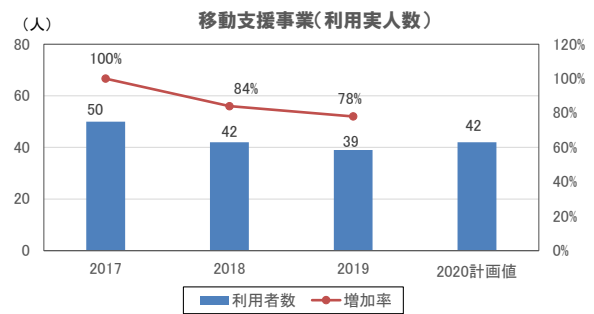




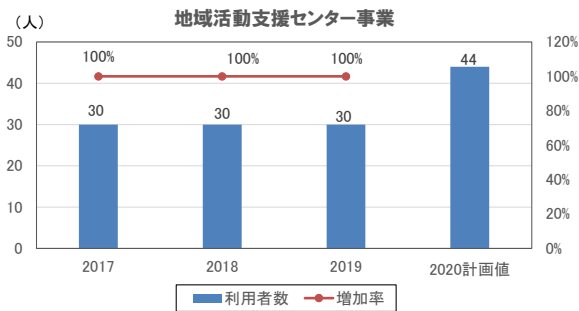
(5) 手話奉仕員養成研修事業



(6) 移動支援事業



(7) 地域活動支援センター事業



(8) その他の事業

